

# 利用規約



## 第1条（定義）

本規約によって定める条項は株式会社サンベルクスホールディングス（以下「当社」という）が運営するスポーツジム、ベルクススポーツジム野田七光台（以下「当ジム」という）に適用されるものとします。

## 第2条（目的）

当ジムの会員がジムの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

## 第3条（会員制度）

- 当ジムは会員制とします。
- 当ジムに入会される方は、本規約を承諾し当社所定の申し込み方法により入会手続きを行い当ジムの入会承認を得た上でお支払い手続きを経て入会となります。

## 第4条（会員の種類及び権利）

- 当ジムの会員の種類及び権利は別に定める募集要項等によるものとします。
- 当社は、必要に応じて会員の種類を新規に設定し、または廃止することができ、その場合、当社は事前に告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

## 第5条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は当ジムの会員になることは出来ません。

- 本規約および当ジムの諸規則を遵守できない者
- 本申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- 刺青をしている者（但し当ジム内で第三者に刺青が絶対に見えないように配慮出来る者は認める場合がある）
- 暴力団又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- 医師等に運動を禁じられている者（妊娠中の者）
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- その他当社が会員としてふさわしくないと判断した者
- 15歳以下の者（義務教育学校の課程を修了していない者）18歳未満の者は親権者の同意が必要

## 第6条（メンバーコード）

- 会員は、当ジムと入会契約を締結することにより入会が認められ当ジムの諸施設を利用する権限が与えられます。
- 当ジムは、会員に対しメンバーコード（QRコード）を発行します。
- 会員が当ジムの諸施設に入る際にはメンバーコードを所持しているものとし、メンバーコードを所持していないと入館できない場合があります。
- メンバーコードは、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、ほかの者が使用することは出来ません。
- 会員はメンバーコードを第三者に貸与することは出来ません。万一、メンバーコードを貸与した場合は除名および罰金の対象となります。

## 第7条（会費、手数料および諸料金）

- 会費は、当ジムが別に定める金額を当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費、入金金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければならないとします。

## 第8条（諸規定の遵守）

会員は、本規約・当ジムの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当ジムの説明並びに指示に従わなければならない。
- 施設利用時の服装は、当ジムが以下に定める禁止事項を遵守します。
  - ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品
  - サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履物
  - 裸足
  - スパイクシューズ等施設または器具を傷つける可能性のある履物
  - その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
- 当ジムにおいて、以下の行為は禁止します。
  - いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
  - 他の会員に対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動
  - 飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること
  - 本規約に基づき当ジムの利用を認められていない者を同伴させること
  - 施設、器具、什器等を故意または過失により破損すること
  - 大声、または奇声を発すること
  - 他の会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
  - その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
  - タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含みます）を露出させること

## 第9条（入館の禁止および退場）

会員は、本規約・当ジムの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。

- 当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます。
  - 本規約、および当ジム諸規則を遵守しない者
  - 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当ジムが第4条の入会資格を欠いていると判断した者
  - 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
  - 著しく不潔な身体、または服装により他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
  - 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納した者、または会費などの一部を支払わない者
  - 当社、もしくは当ジムが入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
- 当ジムへ入館禁止中の会員は、その間も会費等を支払わなければならないものとします。

## 第10条（会員種別変更）

- 会員は、当社所定の手続きを行った上で、会員種別を変更することができます。
- 変更手続きは、会員マイページより手続きを行うものとします。会員マイページを所持していない者は、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません）
- 変更手続きは、変更を希望する月の前月10日までに行うものとし、その場合、翌月の1日より会員種別変更となります。各月の11日以降に変更手続きがとられた場合は、翌々月の1日より会員種別の変更となります。

## 第11条（休会および復帰）

- 会員は、当社所定の手続きを行った上で、月単位で当ジムを休会することができます。
- 休会手続きは、会員マイページより手続きを行うものとします。会員マイページを所持していない者は、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません）
- 休会手続きは、休会を希望する月の前月10日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続きがとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとします。
- 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。※月額550円（税込）
- 休会していた会員は、休会終了月経過後、1日より自動的に当ジムに復帰扱いになります。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

## 第12条（退会）

- 会員が自己の都合により当ジムを退会する場合は、当社所定の手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- 退会手続きは、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします（会員マイページ、電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません）
- 退会手続きは、退会を希望する月の10日（休館日にあたる場合は前営業日）までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなくてはなりません。
- 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければならないとします。
- 会員が自己の都合により会費等の全額または一部を3ヶ月間滞納した場合、退会扱いとします。また、滞納分については全額当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。
- 会員は退会手続きが完了するまでは、当ジムの利用が無くても会費は全額支払わなければならないとします。また、退会申請日を起点とした月会費の日割りや返金は承っておりません。

## 第13条（移籍）

当ジムよりベルクススポーツクラブ・ベルクススポーツジム他店舗に移籍する場合、事前に所定の手続きを行った上で移籍できるものとします。

- 移籍に際し、手数料等は発生しません。
- 移籍手続きは、月単位で可能となります。移籍を希望する月の前月10日までに会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。移籍先の店舗にて当社所定の申し込み方法により入会手続きを行うことで、翌月の1日より利用できるものとします。

## 第14条（諸手続き）

- 会員が入会申込み時に登録した内容に変更があった時は、当社所定の方法において速やかに変更手続きをしなければなりません。
- 当社から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所宛てに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません（電子メール、電話に於いても同等とする）

## 第15条（会員資格の停止および除名）

- 当ジムは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止、または当該会員を当ジムから除名することができます。
  - 本規約(第8条を含み、これに限られない)および当ジムの諸規則を遵守しないとき
  - 当社または当ジムにおいて、第5条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をした、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
  - 第12条第6項に該当したとき
  - その他、当社、または当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき
- 会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員は当ジムの施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- 第1項による会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員に対して、当ジムは資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

## 第16条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合に自動的にその会員資格を喪失します。

- 退会
- 死亡または法人の解散
- 除名
- 当ジムを閉鎖したとき

## 第17条（会員資格の譲渡・相続・貸与の禁止）

当ジムの会員資格は、本人限りとし第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

## 第18条（有料サービス利用料）

有料サービスの利用料は、当社が別に定める金額を当社所定の方法で支払うものとし、既納の料金は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。

## 第19条（会費、手数料及び利用料の改定）

- 当社は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行うことができます。
- 前項の改定を行う場合、当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 第20条（営業日および営業時間）

当ジムの営業日及び営業時間については、別に定めます。

## 第21条（施設の利用制限）

当社は、当ジムの管理もしくはその他当社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。また、これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、また、停止されることはありません。

## 第22条（会員以外の施設の利用）

当社は、会員が同伴または所定の手続きにより当社が承認した会員以外の方(以下「ビジター」という)に当ジムの諸施設を利用させることができます。なお、この場合ビジターは身分証明書の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。また、ビジターにも本規約は適用されるものとします。

## 第23条（休業）

当社は、次の理由により当ジムの施設の全部または一部を休業することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業が困難と認めたとき
- 施設の点検、補修または改修をするとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- その他当社が休業を必要と認めるとき

## 第24条（施設の閉鎖・変更）

当社は、次の理由により当ジムの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当社経営上止むを得ざる事由が発生したとき

## 第25条（賠償責任）

- 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社、および当ジムは、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならないとします。
- 会員が未成年の場合、親権者は自らを本規約に基づき責任を本人と連携して負担しなければなりません。
- 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連携して賠償責任を負わなければならないとします。

## 第26条（遺失物・忘れ物・放置物および私物の管理）

- 会員が当ジムの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、当ジムは責任を負いません（ビジターも同様）
- 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後処分のものとします。
- 施設利用者は、当ジム利用中、手荷物を当ジム指定のロッカーに保管し、会員自らロッカーの鍵を携帯するものとします。（貴重品については当ジム指定の貴重品ロッカーへ保管するものとする）当ジムは、ロッカーへ保管した手荷物について何等保証はできません。

## 第27条（解散）

- 当ジムは、止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
- 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- 当ジムの解散の場合は、当ジム、および当社は会員に対し特別な補償は行いません。

## 第28条（通知予告）

本規約および当ジムの諸事情に関する通達または予告は、当ジム所定の場所に提示する方法により行います。

## 第29条（本規約その他の諸事情の改定）

- 当社は、本規約およびその他当ジムの運営、管理に関する事項を改訂することができます。
- 改定された規約は、当ジム施設内に掲示した日より効力を生じ、以後、全会員に適用されるものとします。

## 第30条（適用法および専属的合意管轄裁判所）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。